

## 武蔵村山市予防接種健康被害調査委員会の会議の公開に関する運営要領（案）

令和 年 月 日  
委 員 会 決 定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開とする。

（非公開情報の承認）

第3条 議長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 議長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 議長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。